

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大和都市計画道路事業の事業計画の変更について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告します。

令和三年六月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・三・一〇〇号西九条佐保線、三・四・一〇八号大森高畑線及び一・四・三号京奈和自動車道（大和北道路）

二 施行者の名称

奈良県

三 事務所の所在地

奈良市法蓮町七五七

四 事業地の所在

(一) 収用の部分

平成二十八年近畿地方整備局告示第百二十号の事業地のうち八条二丁目地内において事業地を変更し、同事業地に八条三丁目を加える。

(二) 使用の部分

変更なし